

随意契約理由書

工事名称 大阪府本庁舎別館乗用昇降機設備改修工事

大手前庁舎別館の昇降機は改修後20年が経過しており、過去の調査により老朽化が確認された部分、制御機器の改修を行うとともに、安全性を高める「戸開走行保護装置」の設置、耐震性を向上させるために必要な改修を行うものです。

昇降機はすべて製造者固有の機器が使用されているため、他者の部品を使用すると機器の互換性が失われ、システムとしての動作が保証されません。したがって、本工事は当該昇降機の製造者である株式会社日立ビルシステム関西支社しか施工できず、同社より見積書を徴収したところ、価格が適正であり、かつ予算範囲内であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約に付することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。